

陳 情 番 号	陳情第1号
件 名	臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書提出の陳情
受付年月日	令和7年11月25日
回付委員会	厚生委員会

(陳 情 要 旨)

世界では、移植用臓器の不足を背景に不正な臓器取引や移植目的の渡航が深刻化しており、人権侵害や医療倫理の危機に直面している。

この深刻な状況に対し、国際社会は具体的な行動を起こしている。2008年、国際移植学会（TTS）及び国際腎臓学会（ISN）は、「人の臓器の取引や臓器摘出のための人身取引は禁止され、犯罪とされるべきである。」「各国政府や医療従事者は自国住民の移植ツーリズムへの関与を予防、阻止する方策を実行すべきである。」等とする「臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言」を発表した。また、2008年のイスラエルをはじめ、2010年にスペイン、2015年にイタリア及び台湾、2019年にカナダ及びベルギー、2022年にイギリス、2024年にオーストラリアが、臓器移植に関する法律の制定または改正を行っている。このように国際社会は、不正な臓器取引や移植目的の渡航について、深刻な人道問題及び医療倫理上の問題として、また、国民の生命の問題として認識し、その問題解決に向けて具体的な行動を強めている。

我が国においては、2022年12月、日本移植学会、日本臨床腎移植学会、日本内科学会、日本腎臓学会及び日本透析医学会が、「移植の恩恵は、非倫理的行為や搾取的な行為に依存することなく」「必要とする人々に分配されなければならない」等とする「イスタンブール宣言2018 5学会共同声明」を表明しているが、それに対応する環境整備は不十分であり、国際的な潮流に後れを取っている。

公益社団法人日本臓器移植ネットワークによれば、現在、国内では約16,500人もの方が移植希望登録を行っているが、臓器の提供は年間で100件程度となっており、圧倒的なドナー不足が大きな課題となっている。この現状から、海外での臓器移植を求めて渡航する人は後を絶たず、厚生労働省の調査では、海外での臓器移植手術後に国内の医療機関に通院している患者の数は、2023年3月末時点で543人となっている。

海外での臓器移植については、臓器提供元のはっきりしないあっせんを行っている事業者もあり、依然として危険性が存在している。実際、海外での臓器移植を希望する患者に対して国の許可を受けずに臓器提供をあっせんしたとして、NPO法人の理事が実刑判決を受けている。

さらに、早期の臓器移植を願ってあっせん団体へ何千万円もの渡航移植費用を支払ったにもかかわらず、海外の稚拙な医療施設での手術の後、間もなく亡くなった日本人レシピエントも複数報告されている。

また、海外で臓器移植手術を受けた患者が帰国後に国内の病院での診療を希望したが、病院側が臓器売買や移植ツーリズムに関与しないとの方針により診療を拒否した事例では、この対応を不服とした患者が、医師法第19条に規定する応召義務への違反を主張して病院側に損害賠償を求める裁判を起こした。このように、医療関係者もいきなり訴訟を提起されるリスクを背負うことになるのである。

これらの状況を踏まえ、国会及び政府に対し、臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを

防ぐための環境整備等を求める意見書を提出することを強く要請する。
(意見書案文掲載略)

結 果 令和8年3月25日 内容を了知する。